

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 21 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 15 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 23 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 15 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から同年12月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年9月から同年12月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

市役所に行って国民年金加入手続を自分で行き、昭和59年9月から同年12月までの国民年金保険料は1期分として納付し、60年4月から61年3月までの保険料は1年分まとめて納付した。

また、初めて保険料を納めに行く際、市役所の納付場所が分からなかったため、母に付き添ってもらった覚えもある。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間のうち国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、合わせても16か月と比較的短期間である。

また、社会保険庁の記録上、申立人は昭和61年9月ごろ国民年金被保険者資格取得手続を行ったとみられることから、この時点を基準とすると、いずれの申立期間も時効前であり、申立期間①については同年10月まで、申立期間②については62年7月までであれば保険料を納付することが可能であった。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の間の昭和60年1月から同年3月までの保険料を62年2月に過年度納付したとの記録が認められることから、前後の期間が納付済みとされている申立期間②が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人は、市役所で国民年金加入手続を行い、後日、申立人の母と共に市役所へ保険料を納付しに行ったことを記憶しているところ、A市では国民年金被保険者資格取得手続と同時に過年度保険料の納付書を発行していた

ほか、同保険料を受け取ることもあったとしていること、及び申立人が国民年金被保険者資格取得手続後すぐに昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの現年度保険料を納付したこともうかがわれることから、申立期間①の保険料もこの現年度納付と時期を同じくして納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から44年3月まで

私は、自宅に来ていた集金人に、申立期間を含む国民年金保険料を納付したはずである。また、その集金人が、国民年金手帳に検認印を押さなかったこと、左ページ（印紙検認記録欄）に保険料額を記入し、右ページ（印紙検認台紙）を切り離し、回収したことを記憶しているので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から厚生年金保険被保険者となるまでの国民年金加入期間302か月のうち、保険料の未納は申立期間の15か月のみで、そのほかの287か月の保険料はすべて納付している。

また、申立人は、昭和41年12月に婚姻して転居しているが、それに伴う国民年金の氏名変更手続及び住所変更手続は42年9月に行われたことが国民年金手帳に記載されている。このため、転居以降同年9月までは集金人に保険料を納付することはできなかったと考えられるが、住所変更手続後の同年9月及び同年10月に、住所変更手続前の41年10月から42年6月までの保険料を納付したことが申立人の所持する領収書及び国民年金手帳の記載により確認できる。このことから、申立人は、住所変更手続後に保険料の納付に努めていた状況がうかがわれ、同手続から4か月後以降の申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手帳では、申立期間の印紙検認記録欄に検認印は無く、保険料が現年度納付されなかった状況がみられる。しかし、申立人は、昭和41年10月から42年3月までの保険料を過年度納付したことを示す領収書を所持しているほか、同じく国民年金手帳に検認印が無い同年7月から同年12月までの保険料は納付済みと記録されており、申立期間の保険料を現年度納付しなかったとしても、過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から7年3月まで

私は、平成6年4月にA市B区から同市C区へ転居後、平成6年度の国民年金保険料の免除申請をした。しかし、免除が認められなかったため、未納期間とならないよう後から少しずつ保険料を納付したことを記憶している。このため、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する申立人の被保険者名簿により、申立人は、平成6年5月に国民年金保険料の免除申請を行い、同年11月に当該申請が却下されたことが確認できる。社会保険庁の記録では、免除申請が却下された直後の同年12月以降に同年4月から同年9月までの保険料を2か月分ずつ現年度納付したことが確認でき、平成6年度の保険料の免除申請が却下されたため、後から少しずつ保険料を納付したとする申立人の説明と一致する。

また、申立人は、20歳に到達した平成5年*月以降、第3号被保険者となった19年4月まで(厚生年金保険被保険者期間を除く。)の国民年金保険料については、平成6年度を除いてすべて申請免除を受けており、厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の期間についても、国民年金保険料の免除を申請しているなど、未納が生じないように努めていた状況がうかがえる。このため、同年度の保険料について、免除申請却下後に6か月の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料を未納としたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から57年9月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料納付は、私の夫が行った。夫から「保険料は未納が無いよう全部納付してきた。」「たくさんお金を払ってきた。」と聞いている。夫が死亡しているため詳細については不明であるが、申立期間について保険料納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとするその夫が死亡しているため、その状況を確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年5月にA町で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が居住していた同町で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和59年5月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられるほか、加入手続の時点では、申立期間のうち50年10月から57年3月までの保険料は時効であり、過年度納付することもできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

一方、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期

間のうち昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は申立期間以後の国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立人の保険料を納付していたとするその夫は、20 歳到達月以降、死亡月の前月を除いて保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金加入手続の時点で保険料を過年度納付することが可能な期間のうち、昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月までの保険料は過年度納付されており、申立人の夫が、同じく過年度納付が可能であった 57 年 4 月から同年 9 月までの保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの期間及び48年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで
② 昭和48年4月から50年3月まで

私は、昭和36年4月から国民年金に加入し、保険料の納付を続けてきた。昭和45年度から47年度までは過年度納付し、50年10月から同年12月までは現年度納付した領収書を所持しているように、保険料は60歳に到達するまですべて納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から60歳に到達するまでの国民年金加入期間212か月のうち、申立期間を除く185か月の保険料をすべて納付している。

また、申立人が所持する国民年金手帳では、申立期間を含む昭和45年1月から50年3月までの印紙検認記録欄に検認印が無い。しかし、申立人が所持する領収書により、申立期間①と②の間の昭和45年度から47年度までの保険料を過年度納付したことが確認できるなど納付に努めていた状況がうかがわれることから、申立期間の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、従来、申立期間①の直後の昭和45年度の国民年金保険料は未納と記録されていたが、申立人が所持する領収書により納付が確認できたことから、平成21年7月に、当該期間の保険料は納付済みと記録訂正されており、行政における申立人の年金記録の管理に適正を欠いていた状況がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から同年9月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月から44年3月まで
② 昭和54年7月から同年9月まで
③ 昭和55年1月から同年3月まで
④ 昭和58年4月から平成元年6月まで

申立期間①及び④については、自宅で集金人に国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②及び③については、保険料が還付された覚えが無い。このため、申立期間の保険料が未納又は還付済みとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、婚姻（昭和42年5月）前の期間については、その両親が国民年金の加入手続を行ってくれていたかも分からないとしている上、両親が死亡しているため、加入手続及び保険料納付の状況について確認することはできない。

また、申立人は、申立期間①のうち婚姻後の期間及び申立期間④については、その夫の母親（以下「義母」という。）が国民年金保険料を集金人に納付していたとしているが、義母が死亡しているため、その状況を確認することはできない上、申立期間④の当時には、A市では集金人制度は廃止されており、申立人の説明と相違する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年10月にA市B区で払い出されており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた

ことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年10月ごろに行われ、その際に申立人が20歳になった38年*月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間①の当時は未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間①のうち昭和42年7月から44年3月までの保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人はその当時の保険料納付に関与しておらず、その状況を確認することはできないほか、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その上、申立期間④の国民年金保険料については、申立人の夫も未納である。

このほか、申立人が申立期間①及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 2 申立期間②及び③については、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）には、これらの期間の国民年金保険料が昭和55年9月及び56年8月の2回納付されたこと、及び重複納付された保険料の還付を同年8月に決定したことが記載されている。

一方、社会保険庁の保険料還付整理簿には、上記の重複納付保険料について、還付決定と同日に申立人に通知し、昭和57年4月7日に還付請求書を受理して同年4月28日に還付金を支払ったことが記載されている。しかし、申立人は、この還付金を受領した記憶は無いとしているほか、その義母が還付に係る手続を行ったとも考えられるが、還付決定及び還付通知から8か月後に還付請求書を提出したとするのは不自然である。

また、A市が保管する申立人の被保険者名簿には、昭和57年3月23日と同年5月21日に還付請求書を受理した記載がある。申立人には、申立期間②及び③以外に国民年金保険料の還付記録は無いことから、この還付請求書は両方共に申立期間②及び③に係るものとなるが、同一の還付金について2回還付請求書を受理することは不自然である上、還付金が支払われたと記録されている同年4月28日の約1か月後に還付請求書が提出され、これが受理されたことになり不合理である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から同年9月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和22年7月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年10月から22年5月までは90円、同年6月は300円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月20日から22年7月1日まで

私は、昭和21年4月1日から22年11月ごろまで、A社及びB社で勤務していた。

しかし、申立期間の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和21年10月20日とされている。

しかし、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の被保険者記録はA社で昭和21年4月1日に被保険者資格を取得し、資格を喪失すること無く、B社において22年7月1日に被保険者資格を取得しており、空白期間は無いことが確認できる。

また、同僚の証言などによれば、A社は申立期間当時、B社及びC社に分社しており、それぞれの継承会社において、申立期間に勤務していた申立人と同期入社の同僚10人（B社4人、C社6人）の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）は、すべて申立人と同様、空白期間は無いことが確認できる。

さらに、B社勤務となった同期入社の同僚4人のうち2人については、オンライン記録も空白期間は無いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和22年7月1日に厚

生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から昭和21年10月から22年5月までは90円、同年6月は300円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和20年4月1日、資格喪失日は同年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年9月1日まで

私は、昭和20年4月にA社に入社したが、同年5月15日から同年9月1日まで徴兵により軍に所属していた。復員後は自営業をしており、同社には戻らなかった。同社に入社してから退役するまでの申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の所在地、業務内容等に係る申立人の証言は具体的で、同社の後継企業が保管している資料における記載内容ともおおむね一致していることなどから、申立人が昭和20年4月1日から同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が提出した軍の職歴表により、申立人が昭和20年5月15日に入隊し、同年9月1日に退役したことが確認できるとともに、申立人が学校を卒業し、軍に入隊する直前までA社において業務に従事していたことが推認できる。

一方、A社の厚生年金保険被保険者名簿については、戦災により焼失しており、現存する後継企業の被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであると考えられる。また、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、戦災による大規模な焼失は免れているものの、かなりの部分が欠落していると考えられる上、これを基に被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記載漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失

等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみると、申立人が学校卒業後の昭和20年4月にA社に勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性があることと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が同年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当である。

また、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間に、被保険者が陸海軍に徴集又は召集された場合については、厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。したがって、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられることから、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における一回目の資格取得日は昭和26年1月20日、資格喪失日は29年5月23日、二回目の資格取得日は30年1月12日、資格喪失日は同年4月27日であり、また、申立人のC社D支店における資格取得日は同年9月1日、資格喪失日は同年10月27日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和26年1月から29年4月までは8,000円、30年1月から同年3月までは1万2,000円、同年9月は1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月から30年4月まで
② 昭和30年9月

私は、昭和26年1月ごろから30年4月ごろまでA社B支店に勤務していたのに厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、同社退職後、同年11月にE社に入る少し前にも、別の事業所で短期間勤めていた記憶がある。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管しているA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が当時名乗ったことがあるかもしれないとする申立人の本名と類似した氏名で生年月日も近い者が、厚生年金保険の被保険者資格を昭和26年1月20日に取得、29年5月23日に喪失し、30年1月12日に再取得、同年4月27日に再喪失した旨の被保険者記録が確認できるとともに、当該記録は基礎年金番号に統合されないままとなっている。

また、申立人が名前を挙げた複数の同僚の被保険者記録等から、期間は特定できないものの、当該期間内に申立人がA社B支店に勤務していたことは推認できる。

さらに、申立人は、「A社B支店には寒い時期に入社し、一度退職して失業給付を受給した後に同社に再入社した。」としており、前述の未統合記録において2回の被保険者期間が存在すること等と符合している。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所が保管しているC社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、A社B支店の同名簿に記載されている前述の者と氏名、生年月日及び厚生年金保険記号番号が同一の者が、厚生年金保険の被保険者資格を昭和30年9月1日に取得し、同年10月27日に喪失した旨の被保険者記録が確認できるとともに、当該記録は基礎年金番号に統合されないままとなっている。

また、申立人はC社D支店の名前を覚えていないものの、同社が所在していたF県G市で、当該期間において短期間に勤務した記憶があるとしている。

- 3 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社B支店及びC社D支店に係る当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立人のA社B支店における一回目の資格取得日は昭和26年1月20日、資格喪失日は29年5月23日、二回目の資格取得日は30年1月12日、資格喪失日は同年4月27日、C社D支店における資格取得日は同年9月1日、資格喪失日は同年10月27日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和26年1月から29年4月までは8,000円、30年1月から同年3月までは1万2,000円、同年9月は1万4,000円とすることが妥当である。

- 4 一方、申立期間①のうち、昭和29年5月23日から30年1月12日までの期間については、申立人は、「A社B支店を一度退職して失業給付を受給した後に同社に再入社した。」としていることから、当該期間については勤務していなかったことを申立人自身が認識していたことがうかがえる。

また、A社B支店は昭和30年4月27日に全喪、同年4月*日に解散しており、当時の事業主及び事務担当者とも連絡が取れないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和39年11月1日、資格喪失日は40年4月18日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から35年5月1日まで
② 昭和36年9月ごろから41年5月ごろまで
③ 昭和41年ごろから42年ごろまで
④ 昭和42年ごろから43年10月ごろまで

B社には学校卒業直後から勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和35年5月1日とされており、申立期間①が欠落している。申立期間②にはC社及びD社に、申立期間③にはE社に、申立期間④にはF社に勤務していた記憶があるが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうちC社について、同社が法人化したA社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票には、漢字表記が一部異なるものの、申立人と仮名表記が同姓同名で生年月日がちょうど1年違いの者が、厚生年金保険の被保険者資格を昭和39年11月1日に取得し、40年4月18日に喪失した旨の被保険者記録が確認できるとともに、当該記録は基礎年金番号に統合されないままになっている。

また、当時A社に勤務していた同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立人の

A社における資格取得日は昭和39年11月1日、資格喪失日は40年4月18日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から1万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和36年9月ごろから39年11月1日までの期間については、社会保険庁の記録によれば、A社は同年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、事業主の後継者（三代目）も、「社会保険については、個人事業所の時は自己責任で加入するように指導し、同年4月に会社組織になった後に適用事業所の手続をした。」と証言していることから、当該期間については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間②のうち、昭和40年4月18日から41年5月ごろまでの期間については、申立人は、退職時期についての記憶が不明瞭である上、同年4月にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した事務員を覚えていないことから、退職時期が申立人の主張する時期より早かった可能性がうかがえる。

さらに、A社の当時の事業主は既に死亡しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間①について、当該期間にB社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる5人のうち、連絡先が判明した2人に文書照会したが、申立人の勤務に係る回答は得られなかった。

また、B社は平成4年12月30日に全喪しており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、申立人のB社に係る記号番号の払出日は昭和35年5月*日、資格取得日は同年5月1日となっている。

- 3 申立期間②のうちD社について、申立人が記憶している地域には、同名の厚生年金保険の適用事業所は無く、類似名称の事業所は昭和39年3月1日に厚生年金保険の新規適用事業所として記録されているものの、同社の当該期間における厚生年金保険被保険者原票には申立人の名前も健康保険整理番号の欠番も無い上、申立人が記憶する従業員数3人は、同社の新規適用時における厚生年金保険の被保険者数8人と相違している。

また、当該期間に前述のA社に勤務していた同僚は、D社という名称の事業所は無かったと証言している。

さらに、申立人は、事業所の名称、勤務場所等についての記憶が不明瞭であるほか、事業主や同僚の名前も記憶していないため、申立てに係る事実を確認することができない。

- 4 申立期間③について、申立人が勤務していたとするE社（類似名称の事業

所を含む。)は、申立人が記憶している地域において厚生年金保険の適用事業所として記録されていない上、当該期間当時の住宅地図及び電話帳にも記載されていないため、申立事業所を特定することができない。

また、申立人は、申立事業所における勤務時期、勤務期間及び同僚についての記憶が不明瞭であり、申立ての事実を確認することができない。

- 5 申立期間④について、申立人はF社における勤務時期及び勤務期間についての記憶が不明瞭であり、同僚等についての記憶も無い。

また、F社で昭和42年に厚生年金保険の被保険者記録がある21人のうち、連絡の取れた5人は、いずれも申立人を覚えていないとしている上、当該5人のうち、2人は試用期間があったと証言しており、同社では、すべての者について採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、F社は、「当時の事業主は既に他界しており、事務担当者も退職して連絡先が分からない上、当時のことを確認できる資料も無い。」としている。

加えて、社会保険事務所が保管しているF社の当該期間における厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前も健康保険整理番号の欠番も無い。

- 6 このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②のうち、昭和36年9月ごろから39年11月1日までの期間及び40年4月18日から41年5月ごろまでの期間、③並びに④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、平成16年3月から同年12月までは32万円、17年1月から同年12月までは18万円、18年1月から同年3月までは15万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月15日から18年4月1日まで

私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支給を受けていた給与額と著しく異なるので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者記録照会回答票（資格画面）では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、いずれの月も11万8,000円とされている。

しかしながら、市区町村が保管する申立人の申立期間当時の給与支払報告書により、申立人は、平成16年3月から同年12月までは41万円、17年1月から同年12月までは20万円、18年1月から同年3月までは15万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払報告書において推認できる報酬月額から、平成16年3月から同年12月までは32万円、17年1月から同年12月までは18万円とし、給与支払報告書において推認できる保険

料控除額から、18年1月から同年3月までは15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払報告書において推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は給与支払報告書において推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、平成18年3月から同年12月までは22万円、19年1月から同年9月までは19万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月1日から19年10月21日まで

私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が実際に支給を受けていた給与額と著しく異なるので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者記録照会回答票（資格画面）では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、いずれの月も11万円とされている。

しかし、市区町村からの申立人の申立期間当時の住民税に係る回答書（以下「住民税回答書」という。）により、申立人は、平成18年3月から同年12月までは22万円、19年1月から同年9月までは19万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、住民税回答書において推認できる保険料控除額から、平成18年3月から同年12月までは22万円、19年1月から同年9月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、住民

税回答書において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、住民税回答書において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成15年3月から同年6月までは16万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年3月26日から同年8月30日まで
② 平成15年8月30日から同年9月1日まで

私は、平成15年3月26日にA社に入社し、同年8月末で退職した。最後の出勤日は同年8月29日であるが、30日、31日が土日に当たり、会社が休みであった。同年8月も厚生年金保険料を控除されていたので、資格喪失日を同年9月1日に訂正するとともに、申立期間①について、実際に支給された報酬額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録では、申立人の当該期間における標準報酬月額は、いずれの月も15万円とされている。

しかしながら、申立人が所持している給与明細書により、当該期間における申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、平成15年3月及び同年4月は17万円、同年5月は18万円、同年6月は19万円、同年7月は11万8,000円であり、また、申立人は、同年3月から同年6月までは16万円、同年7月は17万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認で

きる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年3月から同年6月までは、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成15年7月1日から同年8月30日までの期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額から事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険庁に記録されている標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間②については、申立人から提出された預金通帳及び税務署保管の源泉徴収票により、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、源泉徴収票において確認できる報酬月額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の資格喪失日を誤って社会保険事務所に届け出たことを認めていることから、事業主は平成15年8月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日は、昭和20年4月6日及び同年11月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月6日から同年11月1日まで

学校を卒業し、A社B支店に正社員で入社した。入社後、C県のD支店、同県のE支店に転勤の辞令を受け赴任し、昭和20年10月末をもって退職した。当時の上司は、F氏、G氏、H氏及びI氏であった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B支店、C県の同社D支店及び同社E支店において勤務し、その間、厚生年金保険の被保険者資格を取得していたとしているが、社会保険庁のオンライン記録では、厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

しかし、A社から提出された人事記録によると、申立人は、昭和20年4月6日に同社B支店に入社し、同年10月31日に会社都合により休職しており、申立期間において同社B支店に勤務していたことが確認できるが、同人事記録によれば、途中転勤した事実が確認できないことから、申立人は同社B支店に籍を置いたまま、同社D支店及び同社E支店に出向していたものと推認される。

また、A社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険被保険者資格取得に係る証言並びに同社社史の厚生年金保険被保険者資格取得及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社B支店の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できることから、同年の被保険者名簿復元当時、既

に退職していた者の被保険者名簿を復元することは困難な状況にあったものと認められる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年4月6日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時は、保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、人事記録の基本給から、50円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月1日から9年2月28日まで
② 平成9年2月28日から10年11月7日まで

私は、平成6年8月にA社に雇用され、7年3月に厚生年金保険の被保険者とされたものの、同年7月から休業させられたまま、10年11月に同社を退職することとなった。

A社で雇用されていた期間の年金記録を確認したところ、申立期間①については標準報酬月額が26万円から9万2,000円にさかのぼって引き下げられていることが分かった。当時は休業手当もまともに支払われていなかった上に、本来支給されるべき休業手当の金額より低い金額に後からさかのぼって引き下げられているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間②については、私は平成10年11月まで休業していたが、その間自分から退職を申し出たことも無く、解雇を告げられたことも無いにもかかわらず9年2月28日に資格喪失とされている。したがって、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録において、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する26万円と記録されていたところ、申立人がA社における被保険者資格を喪失した平成9年2月28日以降の同年3月14日付けで、7年11月1日にさかのぼって9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る申立人の資料（以下「申立人の資料」という。）によると、申立人は申立期間①については、会社から一時帰休を命ぜられ、給与等については、ほぼ未払であったことが確認できるところ、一時帰休等の措置がとられた場合の厚生年金保険被保険者資格及び標準報酬の取扱いについては、「一時

帰休等の措置がとられた場合における健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格及び標準報酬の取扱いについて」(昭和50年3月29日保発第25号・庁保発第8号厚生省保険局保険・社会保険庁医療保険部健康保険・年金保険部厚生年金保険課長連名通知)において、「一時帰休に伴い、就労していたならば受けられるであろう報酬よりも低額な休業手当等が支払われることとなった場合は、これを固定的賃金の変動とみなし、随時改定の対象とすること。」とされている。

しかし、申立人のような賃金未払の場合の取扱いについて、社会保険庁年金保険課適用・徴収対策室は、「休業手当等が支払われない状態をもって即、資格喪失ということにはならず、雇用関係が事実上継続しているのであれば、資格は存続し、標準報酬は従前のままとする。」としており、本事例においては、申立人の標準報酬月額の変動の原因たる給与額の変動があったことを証明する資料(賃金台帳等)が確認できないことから、当該改定を行う実態的根拠が無く、申立人の標準報酬月額を遡及訂正する合理的理由は見当たらない。

これらの事実を総合的に判断すると、平成9年3月14日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考えることは難しく、申立人について7年11月1日にさかのぼって標準報酬月額を減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とすることが必要と認められる。

一方、申立期間②については、社会保険庁の記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格は平成9年3月14日付けで同年2月28日に資格喪失したとする処理が行われたことが確認できるものの、申立人が行ったA社における未払賃金確認請求に係る11年12月*日付けのB労働基準局の審査請求裁決により、申立人の同社との雇用契約は10年11月6日まで継続していたとされている。

また、申立人の資料によると、申立人は平成9年*月*日に事業主から厚生年金保険料及び雇用保険料の自己負担分を支払うよう求められ、同年に4回に分けて合計12万円を事業主に支払ったことが確認できる。

しかし、当該期間は、申立人は事業主から一時帰休を命ぜられていた期間であり、給与等については未払であったことが確認できるとともに、申立人の資料によると、上記の12万円の自己負担分については、平成9年*月*日に9万円、同年*月*日に2万円の計11万円が、申立人に返却されていたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における給与支給の実態及び厚生年金保険料を控除されていた事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和62年6月1日、資格喪失日は同年9月9日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月1日から62年9月1日（同年9月9日）
まで

私は、B社の社員として、昭和61年1月1日に入社し、同年4月1日に正社員登用後、62年8月末まで勤務した。事情があつて、同社では偽名を使用していたが、健康保険被保険者証を受け取った覚えがあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事情があつてB社勤務中は偽名を使っていたとしているが、社会保険庁の記録によると、同社と名前が似ているA社において、申立人の本名と同姓同名で、生年月日が5歳違いの昭和62年6月1日資格取得、同年9月9日資格喪失の未統合の被保険者記録が確認できる。

また、A社が保管している申立期間当時の賃金台帳によると、当該者は昭和62年1月から同年9月初旬まで同社に勤務するとともに、当該期間のうち、同年6月から同年8月までの期間については、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している上司は、昭和53年10月21日から平成19年1月1日までA社の被保険者記録が確認できる上、同社から聴取したその業務内容等は申立人の記憶と符合している。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録であり、申立人のA

社における資格取得日は、昭和62年6月1日、資格喪失日は同年9月9日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和62年1月1日から同年6月1日までの期間については、A社が保管している賃金台帳により、申立人が同社に勤務していたことは確認できるものの、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、また、61年4月1日から62年1月1日までの期間については、同僚に事情聴取することはできず、ほかに、申立人が同社に勤務していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和44年9月21日、資格喪失日が46年4月30日とされ、44年9月21日から45年3月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を44年9月21日とし、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月21日から45年3月1日まで

私は、A社に昭和44年9月21日から46年4月30日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については同社の被保険者ではあるものの、年金の支給対象とならない75条該当期間にされていることが分かった。

しかし、私は、A社に入社後すぐに給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があり、申立期間が75条該当期間とされているのは納得できないので、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年9月21日、資格喪失日が46年4月30日とされ、当該期間のうち、44年9月21日から45年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、申立人のA社に係る雇用保険記録によると、申立人は昭和44年8

月 21 日から 46 年 4 月 30 日まで同社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、A社においては、申立人のほか、多数の厚生年金保険被保険者について、75条該当期間があることが確認できる（昭和44年3月から45年3月までの申立人を含む資格取得者21人中17人。）ところ、同社の事業主は、「出入りの激しい職場であり、採用してもすぐに辞める人が多かったため、社会保険関係の手続はしばらくしてから行っていた。このため、何度か手続が遅延し、社会保険事務所から注意を受けた記憶がある。」としているとともに、複数の同僚は、「A社では給与から厚生年金保険料を控除しながら、社会保険事務所に保険料を納付していなかったことが発覚し、時効により保険料が納付できない期間については、75条該当期間とする手続を取ってもらうとともに、その期間については損失補填してもらった。」としている。

さらに、給与支払明細書の内容を記録していた同僚の記録によると、当初、厚生年金保険被保険者とされておらず、後から75条該当期間とされた期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年3月及び75条該当期間の44年9月21日から45年3月1日までの社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、上述のとおり、事業主は被保険者資格の取得手続を遅延していたとしているとともに、社会保険事務所の記録によると、申立人及び申立人と同時期の資格取得者の大半は、昭和45年2月又は同年3月以前の期間が75条該当期間とされていることが確認できることから、事業主は、申立人を含む複数の被保険者について、資格取得日の届出を当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の47年4月及び同年5月ごろに行ったものと推認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成18年10月20日の標準賞与額に係る記録を139万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月20日

申立期間について、私は、A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているため、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書、A社から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人及びA社の上記提出資料から、申立期間に支給された賞与額は、厚生年金保険法に規定される標準賞与額の上限とされる150万円を超えていることが確認できるものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書の保険料控除額から、139万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の標準賞与額について、社会保険事務所への届出及び保険料の納付を行っていない旨回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案2081

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成18年10月20日の標準賞与額に係る記録を139万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月20日

申立期間について、私は、A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているため、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書、A社から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人及びA社の上記提出資料から、申立期間に支給された賞与額は、厚生年金保険法に規定される標準賞与額の上限とされる150万円を超えていることが確認できるものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書の保険料控除額から、139万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の標準賞与額について、社会保険事務所への届出及び保険料の納付を行っていない旨回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案2082

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成18年10月20日の標準賞与額に係る記録を139万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月20日

申立期間について、私は、A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているため、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書、A社から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人及びA社の上記提出資料から、申立期間に支給された賞与額は、厚生年金保険法に規定される標準賞与額の上限とされる150万円を超えていることが確認できるものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書の保険料控除額から、139万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の標準賞与額について、社会保険事務所への届出及び保険料の納付を行っていない旨回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 18 日から 39 年 6 月 1 日まで
私は、A社の脱退手当金を受給していない。

当時の事務担当者が受け取った可能性があるので調べて、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の被保険者原票において、申立人の前後の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年6月1日の前後2年以内に資格喪失した25人の支給記録を調査したところ、脱退手当金の受給資格を有する者は11人(申立人を含む。)で、そのうち脱退手当金の支給記録がある者は3人と少ないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、事業主は、「当時、会社が社会保険事務手続を委任していた者が、委任を受けずに従業員の手当金を請求し、不正受給した事実があった。」と回答している上、当該委任を受けていた者が当該事務手続を請け負っていたころに、脱退手当金の支給記録がある申立人及び同僚3人は、いずれも脱退手当金を請求した記憶は無く、うち同僚2人は当該委任を受けていた者が不正受給したと思う旨証言しているなど、当時の事業所の社会保険事務手続に過誤があったことがうかがえるとともに、事業主、申立人及び同僚3人の証言が具体的であることを踏まえると、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められ、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から同年12月まで

年金の加入期間に空白があると将来年金がもらえないという意識があり、昭和61年7月に会社を退職した後、住民票はA市B区からまだ異動していなかったが、すぐに転居先の同市C区役所で国民年金加入手続を行った。金額を聞いた上で、同区役所窓口で5か月分まとめて保険料を納付し、領収書を受け取った記憶があるので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年7月に会社を退職後すぐにA市C区役所で国民年金加入手続を行い、同区役所窓口で国民年金保険料を納付したとしているが、国民年金加入手続は本来住民登録をしている区役所で行うものである。また、戸籍の附票によると、申立人が同区に住所を定めた日は昭和63年11月21日であることから、申立人の国民年金加入手続が同区役所で行われたとは考え難い上、同市では、当時、区役所窓口で保険料の収納は行っておらず、納付書により金融機関で納付する取扱いとしていたことから、申立人の主張は不自然である。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人に対し2回にわたり国民年金手帳記号番号が払い出されており、1回目の国民年金手帳記号番号は昭和35年11月にA市B区で払い出されているが、この記号番号は50年8月に申立人が同区には不在であるとして削除されていることから、同記号番号により申立期間の保険料が納付されたとは考え難い。

加えて、2回目の国民年金手帳記号番号は平成6年10月ごろA市C区で払い出されており、申立人が所持する年金手帳にも初めて被保険者となった日として同年7月と記載されていることから、申立人はこのころ同区において国民

年金加入手続を行ったものとみられる。しかし、これら2つの国民年金手帳記号番号以外に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらず、同年10月ごろ行われたとみられる手続が、申立人にとって、同区へ転居後、最初の国民年金加入手続であったものとみられることから、申立期間当時、申立人は国民年金には未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、2回目の国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は既に時効であったため納付することはできず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から48年6月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間が未納とされていることが分かった。私は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないが、国民年金については、すべて妻に任せていたので、保険料も夫婦一緒に払っていたと思う。申立期間について、妻は納付済みとなっているのに、私だけが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付についてはその妻に任せていたとしており、加入手続時期及び申立期間の保険料の納付場所、納付方法、保険料額等に関する記憶は無い。このため、申立人の妻から申立人に係る加入手続及び申立期間の保険料納付状況について聴取したところ、申立人の妻は、申立人に係る加入手続及び申立期間の保険料納付には関与していないとしており、申立人の主張とは相違する。

また、社会保険庁の記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年3月8日に払い出され、その資格取得日は同年4月26日とされている。これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このため、申立期間は国民年金未加入となり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から61年3月まで

夫が昭和55年2月に会社を退職し、その1年後に夫が私たち夫婦の国民年金加入手続をA市B区役所で行った。加入後の数か月分の二人分の保険料(7万円ぐらい)は、夫が同区役所に出向いて納付し、その後は口座振替により二人分の保険料を納付してきたと夫から聞いている。

私たち夫婦は、国民年金と一緒に加入し、保険料も一緒に納付してきたのに、申立期間は夫が納付済みとされているにもかかわらず、私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が昭和55年2月に会社を退職し、その1年後に夫が夫婦の国民年金加入手続をA市B区役所で行ったとしているところ、社会保険庁の記録によると、申立人の夫は、申立人が主張するとおり、同年2月に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その1年後である56年3月11日に国民年金任意加入者として資格取得したとされていることから、この時期に申立人の夫の国民年金加入手続が行われたものとみられる。一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、62年2月17日に払い出され、その資格取得日は61年4月1日とされており、これ以前に申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、62年2月ごろに初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、このことは、同市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人の資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金未加入期間となり、申立人は当該期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、夫が夫婦一緒に加入手続した後の数か月分の保険料7万円

ぐらいを区役所で納付し、その後は口座振替により夫婦二人分の保険料を納付していたとしているが、A市が保管する納付データ明細表を見ると、申立人の夫の保険料は、加入時の昭和56年3月から同年6月までの期間は納付書により、同年7月からは口座振替により納付されていることが確認できるものの、申立人については、申立期間の納付記録は存在せず、前述のとおり、申立人が国民年金被保険者資格を取得したとされている61年4月から62年5月までは納付書により、同年6月からは口座振替により納付されていることが確認できる上、申立人の夫が納付書により保険料を納付したとされる期間（56年3月から同年6月まで）の夫婦二人分の保険料額は3万4,540円となることから、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1932

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び42年1月から43年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和42年1月から43年6月まで

私たち夫婦の国民年金加入手続は妻が行い、父親の経営する店で働いていた昭和36年4月から43年6月までの保険料は、妻が私の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料を支払ったことを確認できる書類は無いが、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとするその妻は既に死亡しているため、申立期間の保険料の納付時期、納付場所、納付方法、納付金額等の納付状況については不明である。

また、申立人は、妻が父親の店で働いていた家族の保険料を父親から受け取り、夫婦の分と一緒に納付したとしているが、申立人の妻は申立人と同様に申立期間①及び②共に未納となっているほか、当時、申立人と一緒に申立人の父親の店で働いていたとする申立人の弟の納付記録を見ると、申立期間①のうち、国民年金加入期間である昭和37年1月から39年3月までの期間はすべて未納となっている上、申立期間②については、国民年金に加入しておらず、42年4月を除き、すべて厚生年金保険被保険者期間とされていることから、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1933 (事案 1363 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から52年3月まで

申立期間当時、私は父親が経営する木工所で兄と共に働いており、20歳になった昭和44年*月に父親が兄と同様にA市B区役所で国民年金の加入手続をしてくれた。保険料は、すべて区役所の集金人に納付していたことを思い出したので、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期が昭和53年3月となっていることから、この時点を基準とすると、申立期間の保険料は特例納付及び過年度納付を併用することにより納付が可能であったが、申立人には、特例納付及び過年度納付した記憶が無いこと、また、申立人は、納付書により金融機関で毎月保険料を納付したと主張しているが、当時、A市では、集金人による保険料収納で、納付書による保険料収納開始は49年1月であり、その主張と相違することから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年4月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、申立期間の保険料は、すべて区役所の集金人に納付したとする申立内容に変更して申し立てているが、申立人には、集金人に対する納付方法、納付金額等の記憶は無く、具体的な状況が不明であるほか、当初の判断理由のとおり、国民年金手帳記号番号の払出時期を基準とすると、申立期間は過年度となるが、A市では、集金人は過年度保険料を収納しなかったとしていることから、申立人の主張と相違しており、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1934

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から38年3月まで

私は昭和37年10月に結婚し、すぐに国民年金に加入した。加入手続と保険料の納付はすべて夫の母親（以下「義母」という。）が行ったため、詳細については分からないが、夫の保険料が納付されているにもかかわらず、私の分を納付しないのは考えられない。このため、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年10月に婚姻（婚姻届は同年12月）してすぐに、その義母が国民年金の加入手続を行ってくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は38年6月ごろに行われたものと推認される。この加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は、その当時、保険料納付に関与しておらず、納付してくれていたとするその義母が死亡しているため、過年度納付の状況について確認することはできない。

また、申立人は、その夫の申立期間の国民年金保険料が納付済みと記録されているにもかかわらず、申立人は未納とされていることはおかしいと述べている。しかし、申立人の夫と義母の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の夫と義母は、国民年金制度の発足当初に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたものと推認される。このため、申立人の義母は、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時期より前に、申立人の夫の申立期間の保険料を納付していたものと考えられ、夫の申立期間の保険料が納付されていることをもって、申立人の保険料も納付されていたと推認することはできないほか、申立人の納付開始時期に係る記憶も具体的でない。

さらに、申立人の婚姻後に、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人の義母が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から40年3月まで

私が20歳になった時に、兄が国民年金の加入手続を行ってくれたと思っているし、保険料は、当時、A市B区役所の職員が3か月に1度集金に来て、家族全員が納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、その兄がこれらを行ってくれていたと思うとしているが、兄からそのことについて聞いたことは無いとしている上、兄は病気のため、その状況について確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年3月に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は同年3月4日である。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が居住していたA市B区で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このことから、申立人の国民年金加入手続は同年3月ごろに行われ、その際に、申立人が20歳になった37年*月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間のうち、同年1月から40年2月までの当時は、申立人は国民年金に未加入であったことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、昭和39年度の保険料を現年度納付するとともに、昭和38年1月から39年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。しかし、申立人の国民年金手

帳の 39 年度の印紙検認記録欄には検認印が無く、現年度納付が行われた状況はみられないほか、申立人はその当時の保険料納付に関与しておらず、過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から45年2月まで

私は、夫が昭和44年8月に会社を退職した後、国民年金に加入した。その際、市役所の担当者から、私自身が以前の勤め先を退職した40年7月から間を空けずに、保険料を納付した方が良いとの助言を受け、それに従って納付したと記憶しているため、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続の時期から4年以上さかのぼって保険料を納付したとしていることから、特例納付によるほか納付する方法は無い。社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年10月にその夫と連番で払い出されたと記録されており、申立人が所持する国民年金手帳も同年10月に発行されている。このことから、申立人の国民年金加入手続は同年10月ごろに行われたものと推認され、その当時は第1回特例納付の実施期間中である。

しかし、申立期間の大部分は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者で、申立人は国民年金の任意加入の対象者に該当し、任意加入の対象期間については、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格取得することはできない。このため、申立人の国民年金の資格取得日は、その夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の昭和45年3月1日とされており、申立期間は資格取得前の無資格期間であるため、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、市役所で納付したと思うとするのみで、具体的な納付方法、納付金額及び納付時期の記憶は無い。

さらに、申立人は、その夫が会社を退職して間もなく国民年金の加入手続を行ったとしている。夫の退職（厚生年金保険被保険者資格の喪失）時期は昭和45年2月であり、その時点では特例納付は行われていない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 12 月 31 日から 6 年 1 月 1 日まで
② 平成 6 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日まで
③ 平成 7 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているが、A社は平成5年12月、B社は6年10月、C社は7年9月の厚生年金保険被保険者記録が無く、納得できない。

A社については、給与明細書が無いが、B社及びC社については、給与明細書があり、厚生年金保険料が控除されていたことを証明できる。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の人事記録により、申立人は、平成5年12月30日に同社を退職したことが確認できるとともに、当該退職日の翌日は、社会保険庁に記録された申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致していることが確認できる。

2 申立期間②については、申立人から提出されたB社の給与明細書により、申立人は、平成6年9月から同年11月までの給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるとともに、同社は、給与を毎月10日締めとし、厚生年金保険の保険料を翌月控除していた旨回答していることから、申立人の同年11月分の給与から控除された保険料は、同年10月の保険料であるものと推認される。

しかし、B社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人は、平成6年10月20日に同社を退職し、その翌日の同年10月21日に同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、当該期間における同社での勤務実態は確認できない。

- 3 申立期間③については、申立人から提出されたC社の給与明細書により、申立人は、同社に勤務していた平成7年1月から同年9月までの給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

しかし、申立人から提出された雇用保険被保険者離職票により、申立人は、C社を平成7年9月29日に離職したことが確認できるとともに、当該離職日の翌日は、社会保険庁に記録された申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致している。

- 4 このほか、いずれの申立期間についても、申立人の勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。また、申立期間②及び③について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められるものの、当該期間において申立てに係る事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月15日から54年3月ごろまで
私は、申立期間にA事業所で勤務していた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の在籍証明書により、申立人は、昭和52年12月21日から53年4月14日まで同事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A事業所は、給与を毎月20日締め、25日支払としているところ、同事業所から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によれば、申立人は、昭和53年4月まで給与が支払われ、当該給与から厚生年金保険料を控除（翌月控除）されていたことが確認できるが、同年5月以降の申立期間については、給与の支払が確認できない。

さらに、A事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は、昭和53年4月15日に同事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる。

加えて、B公共職業安定所は、申立人に対して昭和53年4月14日を離職日とする雇用保険被保険者離職票を交付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和29年9月1日から34年10月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和34年10月1日から37年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から37年10月1日まで

私は、昭和27年にA社に入り、同事業所が法人化してB社になった後も継続して勤務していたが、申立期間である中間の期間が厚生年金保険の被保険者期間から抜けているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同事業所は昭和29年9月1日に全喪しており、同日に被保険者9人全員が資格喪失しているが、同名簿には、被保険者全員について、34年10月決定までの標準報酬月額が記載されており、当該全喪処理について、社会保険事務局では、^{そきゅう}遡及全喪処理であるとの見解を示している。

また、申立人は、A社及び同事業所が法人化したB社（商業登記簿によれば、昭和32年9月*日設立。）の事業主の娘婿（27年に婚姻。）であるとともに、B社の設立時からの取締役であり、A社の同僚二人及びB社の現事業主（申立人の義弟）は、いずれも、自分が勤務していた事業所において申立人が事務全般を行っていた旨証言している上、申立人も、「両事業所では経営に携わっており、社会保険事務も行って^{そきゅう}いた。遡及全喪の手続をした記憶は無いが、自分以外に当該手続を行う者はいない。」としていることから、

申立人がA社の^{そきゅう}遡及全喪処理について関与していなかったものとは考え難い。

これらの事情等を含めて総合的に判断すると、申立期間当時、A社及びB社において社会保険事務の執行に当たっていた申立人が自らの資格喪失日に係る訂正処理に関与しながら、この処理が有効なもので無いと主張することは信義則上、許されず、昭和29年9月1日から34年10月1日までの期間について、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、昭和34年10月1日から37年10月1日までの期間については、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間に係る標準報酬月額が記録されていない。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年10月1日であり、申立期間においては、同社は適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧^{あいまい}である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、前述のとおり、申立人はA社及びB社において経営に携わるとともに社会保険事務を行っていた者であると推認できることから、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたと認められたとしても、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業所が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月21日から41年12月11日まで

私は、A社B支店には、昭和41年12月に同支店が閉鎖するまで夫と共に勤務していた。一緒に勤務していた夫は厚生年金保険の被保険者資格が事業所閉鎖時まで継続しているのに、私の記録は40年5月21日までとされているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、昭和40年5月21日資格喪失、同年6月1日被保険者証返納となっており、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、同年6月1日から夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

また、A社は既に全喪しており、元事業主の息子は、同社に関する資料は保管していないとしているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、申立事業所における給与計算を担当していたと証言しているが、申立期間における厚生年金保険料の控除についての記憶は曖昧であり、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月1日から35年4月1日まで

昭和25年4月から平成6年6月まで継続してA社に勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、A社が所在する市場内において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の同僚は、「申立期間当時は、市場内の業者数を増やした時期で、既存業者の従業員が新規業者として出店していたことがあり、当該業者の従業員であった可能性もある。」と証言している上、同社が所在していた市場を監督する市町村が保管する申立期間当時の同社の従業員名簿に申立人の名前は無く、申立人の同社における勤務実態は確認できない。

また、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳におけるA社での申立人の最初の資格喪失日は昭和32年6月1日と記載されている上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿における同社での2回目の資格取得日は35年4月1日となっており、いずれも社会保険庁のオンライン記録と一致しているとともに、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に係る健康保険整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月31日から同年9月1日まで
A社に1年半ほど勤務したのに、1か月の厚生年金保険の被保険者記録しかないので、申立期間について再調査し、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁が保管する同社の厚生年金保険被保険者台帳における申立人の被保険者記録は、昭和32年1月5日資格取得、同年1月31日資格喪失となっており、社会保険庁のオンライン記録と一致しており、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見られない。

また、A社は昭和49年12月*日に解散しており、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等の事実が確認できない。

さらに、A社において申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚に聴取しても、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2090

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から53年3月まで
② 昭和53年5月から平成元年5月まで
③ 平成元年6月から2年8月まで

申立期間①について、A社における社会保険庁の標準報酬月額が少なくなっている。

申立期間②について、B社における標準報酬月額が少なくなっている。給与支払明細書のコピーを提出する。

申立期間③について、C社における標準報酬月額が少なくなっている。給料支払明細書と違っている。

給与額の同じくらいの友人と比較すると、年金の支給額が少ない。十分調査し、正しく記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、昭和56年1月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、商業登記簿によれば、59年12月*日に解散しており、事業主とは連絡がつかず、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できない。

また、A社は、昭和43年1月1日からD厚生年金基金に加入しているが、同基金の記録と社会保険庁の記録は一致している。

さらに、社会保険庁の記録によると、複数の同僚の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額との間に特段の差異は認められない。

加えて、昭和46年10月ごろに入社した同僚は、初任給は3万円程度であったと証言しているところ、同人の被保険者資格取得時の標準報酬月額は3万9,000円となっている。

申立期間②について、B社は、商業登記簿によれば、平成12年11月*日に解

散し、13年2月*日に清算終了しており、当時の事業主は資料が廃棄済みで不明等と回答している上、同社が加入していたE組合は、7年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿によれば、8年3月*日に解散していることから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できない。

また、申立人から提出を受けた昭和63年10月及び平成元年5月の給与支払明細書によると、申立人は、それぞれ31万3,600円及び31万3,175円が支給されており、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できるが、保険料控除額について、それぞれ22万円及び24万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できるところ、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬額は一致している。

さらに、社会保険庁の記録によると、複数の同僚の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額との間に特段の差異は認められない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は、厚生年金保険被保険者記録が確認できず、他の複数の同僚は、連絡がつかず、周辺事情を調査できない。

申立期間③について、C社は、資料の保存期間を過ぎたため、消却し不明との回答であり、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できない。

また、申立人から提出を受けた平成2年2月の給料支払明細書によると、申立人は、32万7,760円が支給されており、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できるが、保険料控除額について、28万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できるところ、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬額は一致している。

さらに、社会保険庁の記録によると、複数の同僚の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額との間に特段の差異は認められない上、同僚は、当時の給料支払明細書等の資料が無く、厚生年金保険料については分からないと回答している。

加えて、申立人は、平成元年8月から2年2月までの給与振込額が記載された預金通帳の写しを提出しているが、上述のとおり、同年2月の申立人の保険料控除額に見合う標準報酬額は、社会保険庁の記録上の標準報酬月額と一致していることから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 11 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 14 年 1 月、A 社に入社し、定年退職するまで継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の在職証明書、昭和 31 年 * 月 * 日付け永年勤続者一覧表及び同僚の証言によれば、申立人は、同社に 14 年 1 月 4 日に入社し、59 年 3 月 31 日に退職しており、申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、制度創設時の厚生年金保険法（当時は、労働者年金保険法）の被保険者は、工場等に使用される男子筋肉労働者に限定されており、一般事務職員は適用の対象外であった。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によれば、A 社において昭和 17 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、18 年 11 月 1 日に職員となって被保険者資格を喪失したことが確認できることから、申立人は、同日に工員から事務職員へ職種変更されたため、厚生年金保険被保険者の適用対象外となったものと推認されるとともに、その後、19 年 6 月 1 日に事務職員から工員に再度職種変更されたことにより、再度、被保険者資格を取得したものと推認できる。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 29 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 35 年 2 月 29 日から同年 12 月 14 日まで A 社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、同年 10 月 1 日に資格取得したとされている。まじめであるということで特別入社扱いで採用されており、試用期間は約 2 か月しかなかったはずである。入社 2 か月後ぐらいに病気になって健康保険証を使用した記憶もあり、厚生年金保険被保険者証も健康保険証と併せて渡してもらった覚えがあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社によれば、当時の資料が無く不明との回答であり、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、申立期間に A 社の厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚 11 人は、いずれも申立人の記憶が無いと回答しており、このうち 4 人は、「当時、A 社では、入社後、厚生年金保険に加入させてもらえない期間があった。6 か月か 1 年ぐらいの試用期間があった。」と証言しており、申立期間当時の同社では、入社後直ちにすべての社員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではないことが推認できる上、複数の同僚は、特別入社取扱いについて、聞いたことが無いと証言しており、申立人自身も、特別入社制度に係る記憶はあいまいである。

さらに、申立人が健康保険証を使用したとする複数の病院は、いずれも当時の資料が無いと回答しており、当時の状況について確認できない。

加えて、申立期間について、社会保険事務所における A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無

いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月7日から29年6月1日まで

私は、昭和28年3月に高校を卒業した後、A事業所に就職し、平成6年まで継続して勤務した。

しかし、年金の被保険者記録を確認したところ、資格取得日が昭和29年6月1日とされており、実際に就職した日より1年以上後になっていることが分かった。

同じ高校からA事業所に就職した2人の同僚に問い合わせたところ、彼らの資格取得日は、昭和28年11月1日及び同年12月1日であり、私より半年ほど早いことが分かった。3人とも同年4月にA事業所に就職したことは確かであり、私の資格取得日がほかの同級生より遅いことはもとより、そもそも、資格取得日が同年4月とされていないのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の資料及びB県の人事記録により、申立人が昭和28年4月7日に同事業所に就職していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A事業所は、昭和28年10月6日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年4月7日から同年10月5日までは適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A事業所の資料によると、申立期間当時、同事業所には本部のほか、6つの支店があったことが確認できるところ、社会保険事務所の記録によると、6支店のうち、C支店が昭和28年11月1日から30年3月10日まで、D支店が28年12月1日から36年8月1日まで、E支店が28年12月1日から30年3月9日まで厚生年金保険の適用事業所であったものの、申立人が配属されたF支店は、

適用事業所ではなかったことが確認できる。申立人は、自分と同時期に就職したG氏が28年11月1日、H氏が同年12月1日に資格取得しているのに対し、自分の資格取得日が29年6月1日とされていることに疑問を呈しているが、社会保険事務所の記録及び複数の同僚の証言により、G氏は同事業所C支店、H氏は同事業所D支店に配属されたことが確認でき、申立人と同僚との資格取得日が異なっているのは、配属先の支店の厚生年金保険の適用状況の違いによるものと認められる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が自分と同時期にF支店に配属になったと記憶している2人の同僚についても、申立人と同日の昭和29年6月1日に同事業所本部で資格取得しており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は無いことが確認できる。

加えて、申立期間当時にA事業所本部で厚生年金保険等の事務を担当していた者に聴取したところ、「A事業所は昭和30年に法人化され、それ以降は厚生年金保険等の手続も的確に行うよう努めたが、法人化以前は必ずしも適切ではなかったと思われる。」と、厚生年金保険の資格取得手続を励行していなかった可能性があるとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月19日から36年7月1日まで

私は、学校卒業後、昭和35年3月19日からA社で勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚が、「申立人は学校を卒業した後、A社で新卒採用された。」と証言していることから、申立人は学校を卒業した昭和35年3月又は同年4月には同社に入社しており、おおむね申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、複数の同僚は、A社に入社後、見習期間があり、一定期間、厚生年金保険被保険者資格を取得していなかった旨証言している上、社会保険事務所が保管する被保険者名簿によると、申立人が同期入社したと主張する同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、申立人と同日の昭和36年7月1日であることが確認できることから、申立期間当時、同社では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったものと認められる。

また、申立期間当時の事業主は既に他界しており証言等を得ることはできない上、当該事業主の親族は「A社は全喪しており、厚生年金保険の被保険者資格に係る証拠となる資料について、保管されていない。」と回答していることから、厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日はいずれの記録も昭和36年7月1日であることが確認でき、社会保険事務所の

記録に不自然な状況は見当たらない。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿について、昭和34年1月1日から申立人の資格取得日である36年7月1日まで確認したが、健康保険番号の欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月1日から同年5月1日まで

私は、A社を結婚のために退職し、すぐに嫁ぎ先のB社で勤務した。しかし、私の年金記録を確認すると、A社において昭和39年2月1日に資格喪失し、B社で同年5月1日に資格取得したとされている。A社の資格喪失と同時にB社で資格取得しているはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の住民票・戸籍によれば、昭和39年1月*日に住所地がB社の所在地に異動し、同年2月*日に同社の事業主と婚姻していることが確認できる上、同社の複数の社員の証言により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管しているB社の厚生年金保険被保険者原票について、昭和38年9月1日から申立人の資格取得日（39年5月1日）まで確認したが、申立人とみられる記録は無く、健康保険番号に欠番も無い。

また、B社の社員は、申立期間当時に給与計算の事務を行っていたのは、申立人の夫である事業主であったと証言しているが、事業主は既に他界しており、証言を得ることはできない。

さらに、B社の後継会社であるC社は既に全喪しており、申立人は、「申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の関連資料は保管していない。」と回答している。

加えて、申立人がA社とB社が委託をしていたという社会保険労務士事務所にも、申立期間当時の資料は保管されていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 39 年 7 月 16 日まで

私は、昭和 35 年 5 月から 39 年 7 月まで A 社に勤務し、結婚を契機に退職した。退職の時、同社から厚生年金保険の説明は無く、被保険者証をもらったかどうか記憶が無い。

結婚後、脱退手当金を受け取っていないので調べて、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 10 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいふことができない。

また、申立期間の事業所を退職後、再就職の意思を有していなかった申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいふことができない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月11日から32年5月29日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、申立期間については脱退手当金が支給されたこととされているが、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年5月29日の前後約3年以内に資格喪失した12人から、短期間で次の事業所で資格取得している2人を除く10人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6人に脱退手当金の支給記録が確認でき、6人全員が資格喪失後6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚は「当時は脱退手当金の請求手続は事業所が代行してくれていた。」としている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和32年7月30日に支給決定されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成11年1月1日から同年8月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成5年4月1日から11年1月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から11年8月1日まで
私は、申立期間にA社から毎月75万円の給与を受け取っていたが、社会保険事務所の記録ではこれに見合う標準報酬月額となっていない。
給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成11年1月1日から同年8月1日までの期間については、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録によると、当初、26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(同年8月1日)の後の同年8月9日付けで、26万円から9万8,000円に^{そきゅう}遡及して訂正されたことが確認できる。

しかし、申立人は、商業登記簿によれば、申立期間において、A社の代表取締役であることが確認できる上、申立人は、同社の社会保険事務手を自ら行っていたと証言していることから、社会保険事務所が申立人の同意を得ずに、当該訂正処理を行ったとは考え難く、申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に同意し

ながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上、許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、平成5年4月1日から11年1月1日までの期間については、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録によると、算定基礎届又は月額変更届により標準報酬月額の改定が行われており、記録を遡及^{そきゆう}して訂正された痕跡^{こんせき}等、不自然な事務処理が行われた状況はうかがえない。

また、当該期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間において、A社の代表取締役であるとともに、社会保険事務の責任者であることから、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたとしても、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。